

木俣資料

<環境文明 21 提案>第三章環境；三の一条（権利と責務）、三の二条（国の責務と国民の参画）、三の三条（予防原則）、三の四条（国際協力）。

<追加>三の五条（生活文化） 何人も、自然環境に依拠する生業を学習、継承し、多彩な稔を得る生活文化を享受するとともに、家族、地域社会と協働して、自然、農林地の管理を行い、並びに自然災害・人為災害に対応するために、食料、資材を備蓄し、国と地方公共団体はこれらを保障する。

**趣旨：** 地球環境の変動に対応するために、生業、伝統的知識・技能を再評価および学習継承し、家族・地域・国レベルでの食料安全保障を環境原則条項として憲法に位置づける必要がある。

はじめに

1. 日本と世界の現状認識

- 1) 都市化： 人心の荒廃、自然離れが極端 非人間的、非情理  
過疎・高齢化、少子化。不登校、いじめ、自殺が横這い。  
所有者不明地・耕作放棄地の拡大、農林漁業者の減少  
⇒山村の崩壊、生業の衰退、野生・外来生物の順化・鳥獣害、森林・河川の治山治水の劣化
- 2) 環境変動： 地球温暖化、自然災害の増加（台風、地震・津波、火山活動、山火事など）、資源枯渇（森林、水産物、石油・鉱物、綺麗な水）、社会変動（人口増加、戦争拡大、経済格差）、食消費生活・健康（食料不足と廃棄、肉食過多、バイオエタノール）、大気・水・放射性物質などの汚染激化。 不都合、不条理  
⇒居住環境の悪化による高緯度・標高地域での山住
3. 科学技術の過剰な便利： 生命科学（遺伝操作）、情報科学（人工知能）  
伝統的知識体系の不継承： 生き暮らす知恵  
⇒生物と基層文化の多様性保全 過剰から適正へ、環境学習

2. 今なすべき課題の統合的対処

- 1) 自然、農林漁業地の保全と活用；治山治水、災害防御・復興、相続放棄地対策
- 2) 食料安全保障～家族、地域、国レベル；耕作放棄地の活用、家族自給農耕
- 3) 生物文化多様性の保全と活用；生物多様性、鳥獣害・外来生物対策、生業・伝統知の継承
- 4) 環境学習・環境教育の保障；教育内容・方法の根底的な見直し、非受験教育、暮らし方から生き方を学ぶ

### 3. 環境原則に関する立法事実

#### 1) 食料安全保障

- ・ 食料自給生産が著しく低い現状は、自然災害・経済不況、戦争による食料不足、飢饉から飢餓に至る恐れが高い。家族や地域、国レベルともに、危急な紛争状態から飢餓になることは現代史においてもたびたび経験されている。
- ・ 爆発的な人口増加、急激な地球環境変動、その結果は食料生産の持続可能性を脅かしている。食料輸出国は少なく、大半が食糧輸入国である。国民を飢えさせないことは為政者の最大の責任・義務であり、紛争回避の最良の政策である事を明確に位置付けることができる。

#### 注1： 穀物の位置づけの現代史再考

- ・ 戦時の政策： 食料不足、食糧管理法（1942、廃止 1995）、雑穀栽培の奨励と配給規制（1944）
- ・ 敗戦後の政策： 主要農作物種子法（1952）、稲、麦、大豆を重視、農地法（1952）、農地の規制、小規模農業の固定。
- ・ 食糧管理法から食糧法（1994）、新食糧法（2004）へ。農地法改正（2009）、主要農作物種子法廃止（2018）
  
- ・ 日本民俗学の系譜： 山民・雑穀への差別意識、多民族説から、柳田国男の稲作単一民族説へ。  
作物学：戸苅義次らの『食用作物』の系譜、雑穀は消滅。  
（現代の健康志向、アトピー対策、雑穀輸入・高価格）  
考古学：縄文農耕論の拒否、弥生稲作農耕への過剰なこだわり。縄文人の後裔アイヌ民族の農耕文化の否定。

#### 2) 自然・農林地の所有様態と保全・活用

- ・ 自然・農林地の所有、管理責任が不明確になり、耕作放棄地や植林管理放棄地が急増している。この事は、国土の治山・治水を脅かし、自然災害の増加につながっている。
- ・ 自然・農林地の所有と管理責任を明確にすることにより、自然災害を防ぎ、食料自給生産を高めることができるので、国、地方公共団体、家族や地域の共同管理責任、責務の自覚を明確にできる。
- ・ 都市農業、家族自給農耕、市民農園、学校農園などを拡大促進し、管理放棄地を減らし、潜在的食料自給を高める。

#### 3) 生物文化多様性の保全・活用

- ・ 野生生物多様性は保全すべきである。人がその一部を適切に活用して、生物文化

多様性を伝統的基層文化として蓄積してきた。過疎・高齢化によって、自然と関わってきた伝統的知識体系、生業の技能が喪失される。

- ・ 科学的知識体系と伝統的知識体系が共存することにより、過剰に便利な科学技術、生命科学の利用を制御する。再生可能な生物資源の保全と確保・活用 は喫緊の重大課題であり、この事を確実に認知することができる。

環境及び農業関連基本法では十分な位置づけがない。

## 注 2： 生業、家族自給農耕の勧め

生きるためにする暮らしの仕事。自然に近い暮らしは不便だが、自律して楽しい。家族や地域社会のためになる仕事。職業ではなく、趣味、生甲斐にもなる。給料を得ることも可能だが、無償のこともある。

⇒ 市民農園、ダーチャ、クラインガルテン、都市農耕。

生業とは生活を立てるための仕事、自然のもつ多様な機能から生活に役立つ価値を引き出す行為である（春田 1995）。生活のためのしごと（広辞苑はそっけない記述）

人口増加、食料不足、食の質的安全、環境変動、社会変動、複雑化や急激な変動に対応するために、伝統的な食、農法を実際に継承しておかないと、家族、地域社会、大きく言えば民族、世界の人々の食料安全保障をすることができない。 ⇒ 家族食料安全保障の備え

肉食の普及 19 世紀後半から⇒ ジャガイモ、トウモロコシ （新大陸起源）が家畜の飼料になった ⇒戦争の 20 世紀へ。

全国各地の郷土食は多様な食材を混合して用いていた。季節ごとに採りたての食材を用いることで、食の多様な楽しみ、健康と同時に、飢饉にそなえて家族レベルでの食の安全保障をしていた。⇒ 家族自給農耕の勧め

## 注 3： 過剰な栄養：マクガバン・レポート（1977）

アメリカ合衆国のマクバガン上院議員が政府に提出した国民栄養問題特別委員会レポート

病気と食事の関係：

- 1) がんは、食事や栄養の摂り方の間違いで起きる『食源病』
- 2) 先進国にがん・心臓病・脳卒中などの病気が急増したのは、食生活が悪い方向に変化したから
- 3) 20 世紀初めのアメリカでは、がんや心臓病は珍しい病気であった。

改善目標：

- 1) 野菜・果実・全粒（未精製）穀物による炭水化物（糖質）の摂取量を増やす。
- 2) 砂糖や脂肪の摂取量を減らす。特に動物性脂肪を減らし、脂肪の少ない赤身肉や魚肉に替える。
- 3) 食塩、コレステロールの摂取量を減らす。

4) 食べ過ぎをしない。

○ 古守・鷹嘴 1986、健康長寿、予防医学。

Campbell and Campbell 2004、チャイナ・スタディ： 自分の問題から、地球への貢献へ、プラントベースでホールフード（未精製・未加工）の食事。

#### 4) 環境学習・環境教育の促進

- ・ 受験中心の学校教育では、科学的知識の断片的暗記になり、自然、生業、農林漁業に関する知識・技能の体験的習得が保障されない。家庭生活の技能習得も保障されない。
- ・ 不登校、いじめ、自殺が多く、課題解決に向かっていない。学びの場が暗い。自然、生業は心身を解放する。
- ・ 弊害の多い受験教育を大いに反省することによって、教育方法論が変わり、学校、家庭、地域社会による学習・教育制度の在り方が人生を豊かにする方向に良くなる。

#### 報告者のバック・グラウンド

国内およびユーラシア大陸の農山村で穀物の起源と伝播の学術調査に従事し、植物学実験と環境学習原論の実践理論研究を行い、国内関係学会、国際学会・シンポジウムなどで研究発表をしてきた。

1974年に自然文化誌研究会（現在東京都認証非営利活動法人）創立、民族植物学調査を開始、1975年に環境教育研究会、1988年に日本環境教育学会および雑穀研究会の創立事務局を担当した。1984年から野外教育（環境学習）セミナーを、1988年から冒険学校を、1995年からタイとの環境学習キャンプ交流を始めた。現在の活動拠点は山梨県小菅村にある（キャンプ場、植物と人々の博物館、雑穀栽培見本園）。

（東京学芸大学名誉教授、自然文化誌研究会顧問、農山漁村文化協会理事、京都大学農学博士）

連絡先：木俣 [kimatami@u-gakugei.ac.jp](mailto:kimatami@u-gakugei.ac.jp)

公式ホームページ：植物と人々の博物館 <http://www.ppmusee.org/>

自然文化誌研究会 <http://www2.plala.or.jp/npo-inch/>

個人ホームページ：生き物の文明への黙示録 <http://www.milletimplic.net/>

資料集（立法の必要性）発表中の図表および追加の図表などを含む。